# 公　　示　　送　　達　　書

上税第２９１号
令和８年１０月２７日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　　星野　光利

| 送達を受けるべき者 | 氏名又は名称 | KUN SREY NEANG |
|---|---|---|
| 送達する書類 | 令和８年度<br>町民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書（　１　件） | |

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公　　示　　送　　達　　書

上税第２９１号
令和８年１０月２７日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　　星野　光利

| 送達を受けるべき者 | 氏名又は名称 | KEO KIMVA |
|---|---|---|
| 送達する書類 | 令和８年度<br>町民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書（　１　件） | |

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公　　示　　送　　達　　書

上税第２９１号
令和８年１０月２７日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　　星野　光利

| 送達を受けるべき者 | 氏名又は名称 | NGUYEN TUAN ANH |
|---|---|---|

| 送達する書類 | 令和８年度<br>町民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書（　１　件） |
|---|---|

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公　　示　　送　　達　　書

上税第２９１号
令和８年１０月２７日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　　星野　光利

| 送達を受けるべき者 | 氏名又は名称 | VORN SREYNOU |
|---|---|---|
| 送達する書類 | 令和８年度<br>町民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書（　１　件） | |

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公　　示　　送　　達　　書

上税第２９１号
令和８年１０月２７日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　　星野　光利

| | | |
|---|---|---|
| 送達を受けるべき者 | 氏名又は名称 | VU VAN HIEN |
| 送達する書類 | 令和８年度<br>町民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書（　１　件） | |

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公　　示　　送　　達　　書

上税第２９１号
令和８年１０月２７日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　　星野　光利

| 送達を受けるべき者 | 氏名又は名称 | TRUONG HUU DAT |
|---|---|---|

| 送達する書類 | 令和８年度<br>町民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書（　１　件） |
|---|---|

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。